

各 位

会 社 名 イーター電機工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高橋 洋  
(JASDAQ・コード 6891)  
問い合わせ先 取締役管理部長 増田 幸一  
(電話 03-3745-7771)

## 再発防止策に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日に開示いたしました第三者割当増資に関する一連の開示に関しまして、不適切な開示を行ってしまいましたことにより株主、投資家の皆様をはじめ市場関係者の皆様には、多大なるご迷惑をおかけいたしましたこと、誠に申し訳ございませんでした。心よりお詫び申し上げます。なお、本件の概要につきましては、平成 27 年 6 月 24 日付「(訂正) 第三者割当による新株式発行の一部失権に関するお知らせ」の訂正について」の開示を参照ください。

この度のことを受け、全役職員で問題点の糾明及び再発防止策についての検討を行いました。下記にその内容を公表し、今後このようなことを起こさぬよう全役職員が信頼回復に向け取り組む所存でございます。何卒ご理解いただき今後ともご支援賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 再発防止策に向けた問題点

##### (1) 第三者割当増資による新株式発行に関する対応についての問題点

###### (i) 第三者割当増資による新株式発行を立案、実施するまでの検討の不十分性

- ・債務超過に至ったことにより、外形的信用不安を恐れるあまり、一日でも早く債務超過を解消することが市場への不安を最小に抑えることができると判断し、債務超過額、発行価格、発行株式数が不明のまま時間的余裕がないと思い込み、十分な議論が出来ておりませんでした。

###### (ii) 代表取締役による独自の判断

- ・増資の立案、交渉を前代表取締役が独自の判断のみで進めてしまい、取締役会においても開示ドラフトの数値データを中心とした説明しかされませんでした。

###### (iii) 役職員間における情報共有の不備

- ・役職員には債務超過を解消するためには第三者割当増資しかないという情報のみで、一部の業務についてのみしか関与することができませんでした。

###### (iv) 取締役会の機能不全

- ・取締役会の決議においても外的信用不安を起こさないため、早急な債務超過の解消が最重要課題であるとの認識を持っており、開示内容に問題があるとは思いませんでした。

##### (2) 失権に関して事実と異なる開示を行った点について

###### (i) 代表取締役による独自の判断

- ・開示文案の作成を前代表取締役が全て一人でいき、時間的な余裕がないとの思い込みから他社事例を引用したこと、また、当社の落ち度と思われたくないとの思いもあったため事実と異なる内容の開示をしてしまいました。

###### (ii) 適時開示に係わる業務フローの不備

- ・情報取扱規定や適時開示マニュアルの作成がされておりました。

## 2. 再発防止策

### (1) 第三者割当増資による新株式発行に係わる検討体制の強化

- (i) ファイナンスを実施する場合はプロジェクトチームなどを発足し、複数のメンバーで検討にあたり「目的、理由」「必要な資金」「使途及び支出予定」「使途の合理性」等に対する草案を作成いたします。
- (ii) その草案について、経営会議及び取締役会において十分な時間をかけて検討し、役職員間の情報の共有化を図ります。

### (2) 代表取締役による独自の判断の防止

今回の第三者割当増資におきましては、前代表取締役がほとんど一人で増資を推進したことに起因していると考えます。平成27年6月25日の定時株主総会の終了をもって前代表取締役は退任いたしました。新しい代表取締役の下、従来開示を担当しておりました管理部長を取締役として新体制を構築いたしました。また、代表取締役の独断専行を牽制・抑止するために代表取締役含む社内取締役は、従来からの定例ミーティングだけでなく、毎朝ミーティングを実施し情報共有を図ってまいります。(平成27年6月26日より実施)

### (3) 適時開示に係わる業務フローの改善

#### (i) 開示内容のチェック機能の強化

- ・開示担当の管理部長が開示文章を作成し、取締役管理部長が確認後、代表取締役含む取締役複数人での承認行為の後、取締役管理部長が開示を行います。なお、取締役が出張等で不在の場合は、電子メール、電話等で開示内容の情報共有をし、取締役間の意思疎通を図り、適切なタイミングで適時開示ができるよう努めてまいります。

(平成27年6月26日以降実施)

#### (ii) 開示フローの明確化

- ・情報取扱規定、適時開示マニュアルの整備をいたします。

(平成27年8月中旬に完了)

#### (iii) 開示担当者の能力アップ

- ・取締役及び担当管理部長にセミナー等へ積極的に参加させます。

(平成27年8月以降随時実施予定)

#### (iv) 取締役(会)と監査役(会)の連携強化

- ・取締役会は監査役と定期的に面談を行い情報共有を図っております。適時開示すべき事項が発生した場合は監査役会に積極的に情報共有をはかり、助言や指導を求めることといたします。

(平成27年6月26日以降実施)

### (4) 第三者割当増資等、市場に影響を与えるような施策を実施する場合の開示情報の充実

- (i) 決議後に実施内容について変更または中止の可能性がある場合は、その変更に係わるリスク情報の詳細を開示資料に記載いたします。
- (ii) 今後この度のような事象は発生させないように最善を尽くしますが、万が一決議後に施策の中止を決定した場合は、社内決定後速やかに開示いたします。

以上